

令和6年度 活動計画

本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、農地の減少など非常に厳しい状況にある中、農業の振興と発展を図るためには、限られた資源である農地を、適正かつ効率的に利用することが求められています。

こうした状況の中、令和6年度において、本委員会は農地法等に基づく公平公正な許認可事務の執行にあたりとともに、「令和6年度京都府農業委員会系統組織統一運動計画」を踏まえ、持続可能な地域農業を目指して次のとおり活動します。

- ・地域計画の策定や実現に向けた取り組みを強化します。

地域との話し合いを通じて、地域農業を担う皆様の意向を反映させ、より良い地域計画の策定を目指します。

- ・改正基盤法に対応した農業委員会活動を推進します。

定例総会や地区別会議で、農業者の意向や農地利用最適化についての情報共有や相互研鑽を図り、農家相談の対応や地域の課題解決に必要な力量を高めていきます。

また、農業委員会だよりなど情報発信も強化し、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進を進めます。

1 農地法等に定められた権限に属する活動

- (1) 定例総会（毎月7日を基本）の開催等
 - ① 農地の権利移動に係る許可、農地転用申請に係る意見等の審議
 - ② 上記に係る事前相談、受理、現地調査等
 - ③ その他の案件に関する審議
- (2) 各種証明書の交付
- (3) 効率的な農地利用状況調査、同利用意向調査の実施
- (4) 新規発生遊休農地調査の実施
- (5) 農地パトロールの実施（東、西、加佐地区）と指導
- (6) 違法転用案件の早期発見、解決への働きかけ

2 農地等の利用の最適化の促進に関する活動

- (1) 地区別会議の実施（市内6地区・適宜開催）
 - ① 地区の課題解決についての協議、実践
 - ② 各委員の地域活動の情報交換
- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化
 - ① 地域計画策定への積極的関与
 - ② 担い手、新規就農者等農業者との懇談会の実施
- (3) 遊休農地の発生防止・解消
 - 1 効率的な農地利用状況調査、同利用意向調査の実施（再掲）
 - ② 新規発生遊休農地調査の実施（再掲）
- (4) 農業への新規参入の促進

- ① 委員によるこまめな担い手の掘り起こしや農業指導等、地域活動の実施

3 法人化その他農業経営の合理化に関する活動

- (1) 地域における営農組織の法人化や集落営農組織への移行相談等、委員による情報収集、地域活動等の実施

4 農業一般に関する調査及び情報提供

- (1) 特別委員会による調査研究（適宜開催）
 - ① 運営委員会 … 委員会の運営に関する調査、協議
 - ② 広報委員会 … 農業委員会だよりの発行等、広報に関する調査、協議
 - ③ 年金委員会 … 農業者年金推進に関する調査、協議
- (2) 市の農業施策、予算編成に関する意見書の提出
- (3) 農業委員会だよりの発行（年2回）
- (4) 地域計画策定への積極的関与（再掲）
- (5) 農業者年金のPRと加入促進
- (6) 全国農業新聞のPRと購読拡大
- (7) ホームページによる情報発信の充実

5 その他の活動

- (1) 各種農業関係団体への参画
 - ① 京都府農業会議
 - ② 舞鶴市農業振興協議会
 - ③ 舞鶴市有害鳥獣被害防止対策協議会
 - ④ 農地中間管理事業の事務移譲に係る会議
- (2) 委員研修等の実施
 - 1 先進地調査や講師招聘の実施
 - ② 農業者年金や農業情勢等についての研修会の実施
 - ③ 地区別会議ごとの委員研修の実施検討
 - ④ その他委員の資質向上のための研修会の実施
- (3) 女性農業委員の活動推進